

8

よくある質問

一般的な流れ



Q

死亡届を出したかどうかわかりません。

A

火葬許可証を持っている場合や火葬がお済みの場合、死亡届は既に提出されています。

区役所内の手続



Q

火葬許可証とはなんですか？

A

死亡届と併せて提出していただく火葬許可申請書に基づき、火葬許可証が交付されます。また火葬後には、この火葬許可証に省令の定める事項が記入され火葬場から火葬依頼者に返却されます。この書類がないと、墓地にお骨を埋葬することができませんので、大切に保管してください。

区役所外の手続



Q

戸籍と住民票の違いがわかりません。

A

戸籍は、出生、婚姻、離婚等の身分事項を公証するものです。戸籍は、本籍地の区市町村で管理しています。
住民票は、住民登録地を公証するものです。住民票は、住民登録のある区市町村で管理しています。このように別々の性質を持つため、必ずしも同一の区市町村に存在するとは限りません。

その他



Q

戸籍の本籍とはなんですか？

A

戸籍が置かれている場所のことです。戸籍が所在する区市町村を「本籍地」といいます。住民登録地と同一とは限りません。



Q

戸籍の筆頭者とはなんですか？

A

戸籍のはじめに記載されている方のことです。筆頭者の方が亡くなられても、筆頭者欄は変わりません。



Q

本籍及び筆頭者はどうすればわかりますか？

A

本籍・筆頭者が記載されている住民票の写し等で確認することができます。



Q

死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

A

文京区が本籍地で文京区に死亡届を提出された場合、おおむね2～3週間で死亡の記載された戸籍が取得できます。また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日数が異なりますので、本籍地の区市町村にお問い合わせください。



Q

出生から死亡までの戸籍を集めていますが、遠方の戸籍を取得する方法を教えてください。

A

令和6年3月1日から、本籍地以外の区市町村の窓口でも請求できるようになりました。戸籍の広域交付につきましては、P57をご確認ください。また、戸籍は、本籍のある区市町村にのみ郵送請求が可能です。郵送の手続方法等は、本籍地の区市町村にお問い合わせください。



Q

住民票の除票とはなんですか？

A

亡くなられた方の住民票のことです。除票は、現在住民登録している世帯の方の住民票とは別に作成されます。亡くなられた方の氏名、生年月日、最後にお住まいだった住所、死亡年月日を確認することができます。



Q

死亡届とは別に、住民票を消除する手続が必要ですか？

A

死亡届の提出により自動的に消除されるため不要です。なお、世帯主の方が亡くなられた場合、自動的に世帯員の方が新世帯主となります。亡くなられた方を除いた新しい世帯に15歳以上の方が2人以上いらっしゃる場合は、区から新しく世帯主となった方に、通知をお送りします。世帯主を同じ世帯の別の方に変更する場合は、変更届が必要となります。
※世帯主変更届に関してはP7をご確認ください。



Q

死亡届提出後の手続で、戸籍や住民票（除票）の写しの枚数は何枚必要になりますか？

A

必要枚数は、亡くなられた方によって異なりますので提出先にお問い合わせください。なお、提出先によっては証明書の発行日の条件（3ヶ月以内のものに限る、など）がある場合や、その証明書の原本が返される場合と返されない場合がありますので、併せてご確認ください。また、法定相続情報証明制度を利用される方もいらっしゃいます。
※法定相続情報証明制度に関しては、P62をご確認ください。



Q

改葬とはなんですか？

A

遺骨を他の場所（お墓）に移すことです。改葬をしようとするときは、現在遺骨がある区市町村の役所に改葬許可の申請をする必要があります。手続方法などは各区市町村へお問い合わせください。